



豊かなみどりでつづる・青い森

青森県 広域緑地計画

—概要版—

青森県

1. 計画の基本事項

① 計画策定(改定)の背景と目的

本県は、人口流出や超高齢化、平均寿命・健康寿命の延伸の必要、経済の縮小、豪雨等による自然災害への対応など、県土の持続性に関わる様々な社会課題を抱えているため、持続可能な県土の構築に向けて、みどりの多様な機能を生かして、社会課題の解決につなげていくことが重要です。

みどりの保全・活用・創出については、県のみならず、県内市町村、事業者や活動団体をはじめ、本県で暮らす多くの人々が共有し、連携しながら取り組んでいく必要があります。さらに県の中でも都市計画部局に加え、農林水産業、防災、観光、健康福祉、生物多様性、環境など、様々な分野の部局がそれぞれの取組の中で、みどりを活用していくことが必要です。

こうした考えのもと、県土の形成の様々な課題を捉え、その解決に貢献するため、みどりの保全・活用・創出の取組の方向性を示し、様々な主体や行政分野と共有することを目的に、「青森県広域緑地計画」を策定(改定)します。

■広域的なみどりの計画を定める意義

山から海に至る自然のつながりから恵みを受け続けてきた本県では、市町村を越える課題の解決やみどりの保全・活用、市町村や市民等の活動の促進に向けて、県土全体の広域的な視点を持ったみどり施策が重要となります。そこで、「青森県広域緑地計画」に基づくことで、より効果的に県、市町村、県民等の取組が展開されることを目指します。

② 本計画の特徴

みどりの多様な機能を通じた県土づくりの課題解決に向けて、ひとつの市町村の行政界を越える流域などの広域的な視点をもって、県土整備局と様々な主体や行政分野が連携するための計画とします。

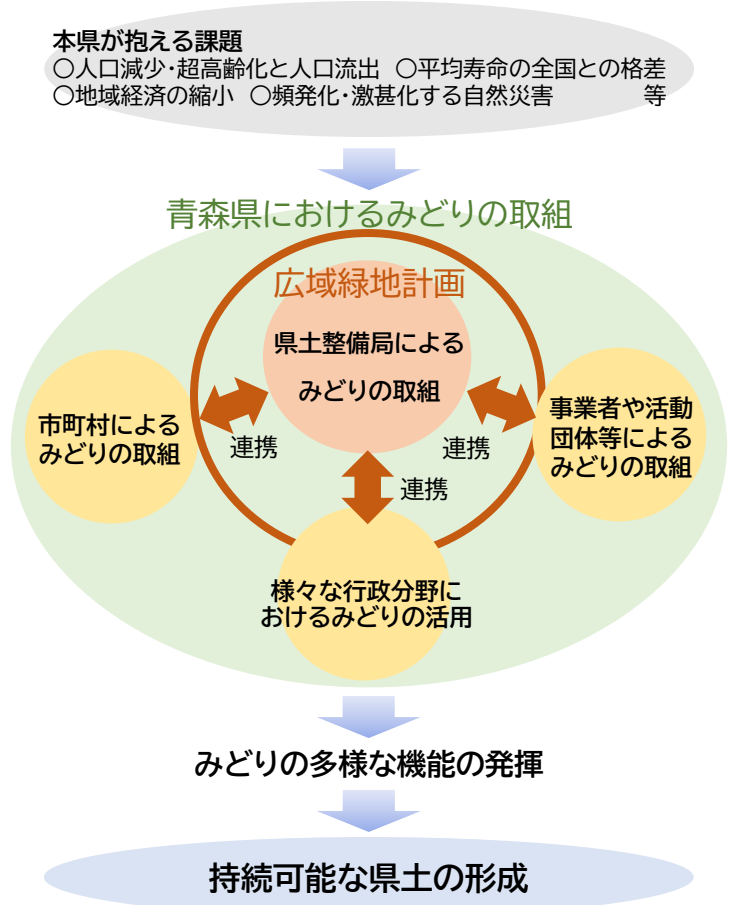
■本計画の性格

- ① 本計画が示す本県のみどりの方向性を、市町村や県民等、みどりに携わる様々な主体と共有することで、多様な主体の参画・連携によるみどりの取組を促進する
- ② 本計画が示す県土全体のみどりの方向性に基づき、県庁各部局が連携・調整しながら施策を展開する
- ③ 流域単位の広域的な視点をもって、本計画に基づき、都市計画区域内におけるみどりの取組を推進する

■本計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」や「青森県基本計画」を踏まえた、みどりに関する総合計画で、県内の環境、景観、農林業等に関する計画との整合を図ります。

また、県内の市町村における「緑の基本計画」策定・改定の際には、広域的視点からの緑地配置の指針となる役割を持ちます。



計画策定(改定)の考え方

③ 対象圏域

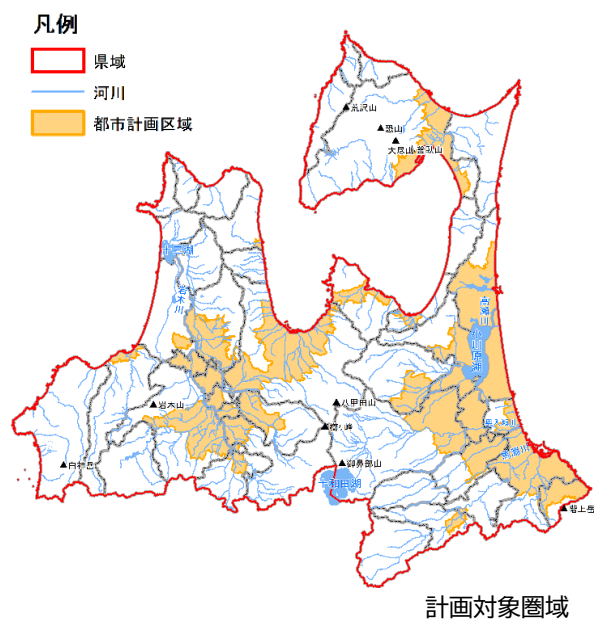
一つの市町村の範囲を越えた広域的な視点から、県土全体を視野に入れた計画理念や概念を考慮する必要があるため、県土全体を対象圏域とします。

④ 計画期間

2023（令和5）年度～2042（令和24）年度
中間目標年次：2032（令和14）年度

⑤ 対象とするみどり

森林や樹林、草花等の植物に加えて、河川、海岸や農地、公園、住宅や企業敷地の広場や花壇など、**自然的環境が形成されている空間や、都市におけるオープンスペース、緑化地など**を幅広く計画の対象とし、これらを総称し、ひらがなで「みどり」と表現します。



⑥ みどりが持つ多様な機能

みどりが持つ多様な機能は、その機能の発揮を通じて社会課題に貢献することから、持続可能な県土づくりを進めていくために大変重要です。

■社会課題に対応するみどりの主な機能の例

地球環境問題の解決への貢献

- ・温室効果ガスの固定吸着
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・エネルギー消費の軽減

自然との共生

- ・生物の生息・生育の拠点の確保
- ・生物多様性の確保、生態系サービスの提供
- ・都市におけるエコロジカル・ネットワークの形成
- ・自然とのふれあい、環境教育の場の提供

生活の質の向上

- ・都市生活におけるみどりとのふれあいによる安らぎの提供
- ・散歩、健康増進、介護予防、子育ての場の提供
- ・過密を避けるスペースの確保

安全・安心の確保

- ・雨水の貯留・浸透による水害の軽減
- ・津波、土砂災害、雪崩被害等の軽減・防止
- ・地震火災の発生時の延焼遮断、避難地・経路の確保

地域コミュニティの醸成

- ・郷土芸能をはじめ地域活動の場の提供
- ・みどりづくりを通じた交流の促進

経済・活力の創出・維持

- ・農林水産業の振興
- ・観光資源としての活用、エコツーリズム、グリーンツーリズム等の推進

魅力ある都市空間の形成

- ・ふるさとの景観の継承
- ・潤いや賑わいある街の形成による人や投資の呼び込み

2. 青森県のみどりの特徴

① 広域的にみる青森県のみどり

原始的な自然に富む豊かなみどり

県民等による自然保護の動きなどを背景に、自然度の高い森林が多く残されています。



白神山地の奥深いブナ林

4つの異なる海に注ぐ水系のみどり

日本海、太平洋、津軽海峡、陸奥湾の4つの海域へと続く水系の豊かな自然環境が、水産県としての本県を支えています。



岩木山と岩木川

多くの動物の北限種など様々な生物を育むみどり

山地から海に至るまで、変化に富んだ植生を背景に、本県には多様な生物相が広がっています。



ニホンカモシカ
(写真:むつ市教育委員会)

世界的に価値のある自然環境、歴史文化資源と一体となったみどり

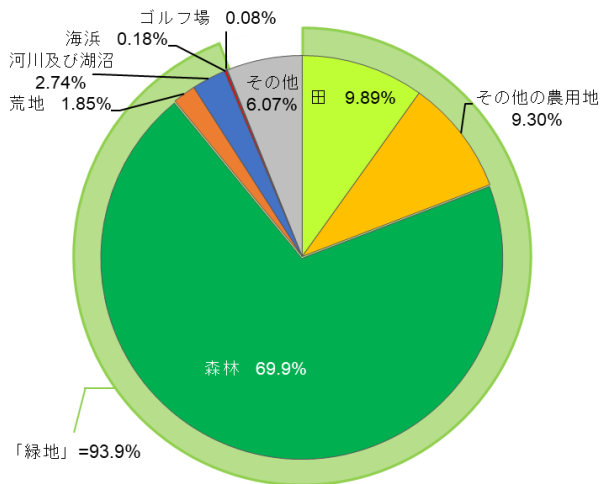
白神山地や北海道・北東北の縄文遺跡群、下北ジオパークなど、世界的に価値のある自然環境を有しています。



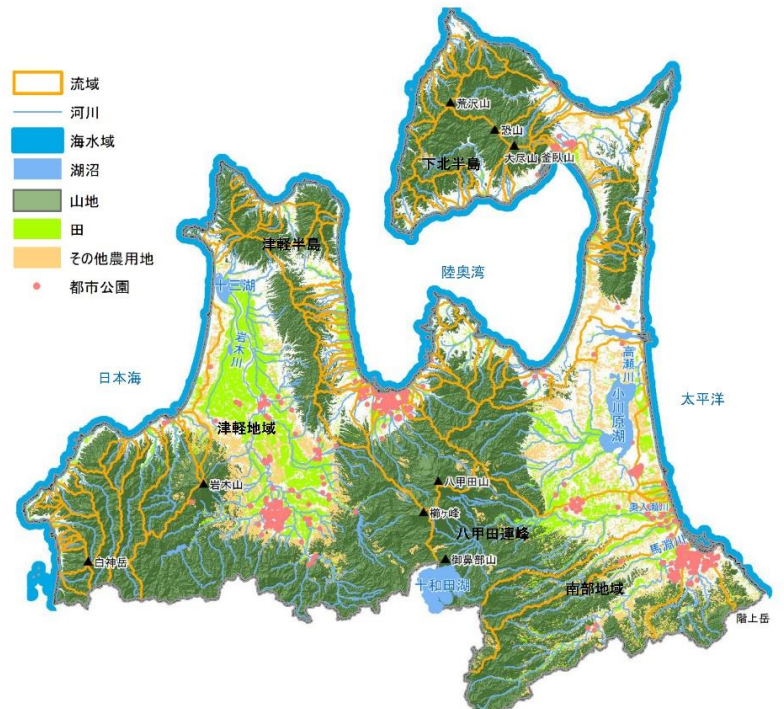
下北ジオパーク

② 青森県のみどりの構造

本県は、県土の約7割を森林、約2割を農地が占めるなど豊かなみどりに恵まれています。日本海側と太平洋側の地域を抱えており、各地の自然的・文化的な違いに即してみどりの多様性が育まれてきました。



土地利用割合 (2016年)



本県のみどりの構造イメージ

津軽

江戸時代以降の新田開発と明治時代からのリンゴ栽培により、水田と果樹園によるみどりの景観が広がる。



南部

低温多湿な夏と積雪の少ない冬の影響を受け、根菜類や牛馬飼育が発達し、放牧地の景観が広がる。



半島部

低地が少なく木材生産と水産業が発達している。青森ヒバの天然林は日本三大美林に数えられる。



3. 青森県のみどりの現況

① 県土の骨格のみどり

本県では、白神山地や八甲田山等をはじめ、貴重な自然環境を有する山地のみどりや海岸のみどりを、法律や条例等による開発規制等を通じて保全してきました。

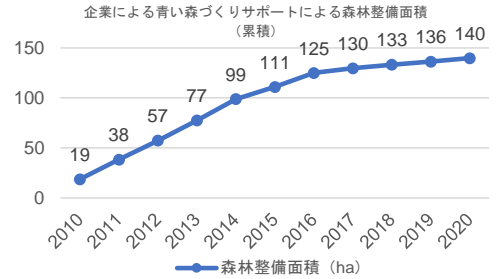
企業による社会貢献活動の一環としての森林整備や、漁業関係者による植林、NPO 等による子どもたちの植林活動といった、県民等による森林保全の取組もみられます。



漁業関係者による植林活動
(出典：東北森林管理局)



子どもたちによる植樹活動
(出典：子どもたちとつなぐ未来の森プロジェクトHP)



企業による青い森づくりサポートによる森林整備面積（累積）

② ふるさとの景観を構成するみどり

本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置づけ取組を進めてきました。

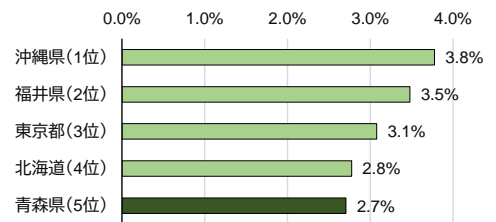
その一方で、耕作地の面積は1995（平成7）年から2015（平成27）年の20年間で約4分の1が減少しました。また、耕作放棄地も増加が続いており、1995（平成7）年から2015（平成27）年の20年間で約2.4倍となっています。



③ 身近なみどり

本県の用途地域内に占める都市公園面積の割合は、2.71%（2019（令和元）年度時点）であり、これは全国で上位5番目の値となり、他県と比較しても多い状況です。公共施設の緑化やオープンスペースの創出など、公共空間のみどりの空間として整備する取組も着実に積み上がってきています。

P-PFI の活用や機能再編、再整備等による魅力ある公園づくりや、市民による維持管理の推進によるみどりのまちづくりなど、地域の特色をふまえた身近なみどりに関する取組がみられます。



用途地域内に占める都市公園の割合
(都市計画年報(令和元年度版)を基に作成)



青い森公園



市民ニーズに応じて整備された金谷公園



商店街に植わるリンゴの木
(出典：しんまち商店街HP)

4. みどりの県土づくりの課題

【 本県が抱える主な社会課題 】

人口減少・超高齢化と人口流出

地域経済の縮小

平均寿命の全国との格差

頻発化・激甚化する自然災害

【 みどりの県土づくりに求められる基本的な考え方 】

1 生態系を基盤とする社会課題解決へのアプローチ

- グリーンインフラの取組推進：自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくり
- 流域治水：みどりの有する防災・減災機能を発揮させつつ、流域単位で水災害対策を実施
- 生物資源の活用：公的な保護地域以外の自然環境の保全管理（OECM）、生態系を活用した気候変動適応（EbA）、自然を基盤とした解決策（NbS）の重要性

2 持続可能な県土の形成

- 環境・社会・経済の統合的な持続可能性の実現
- コンパクト＋ネットワークの都市構造：都市機能の集約と農地や自然環境の保全
- 地域脱炭素：脱炭素実現による産業の競争力の維持向上、森林等の自然資源の整備・保全

3 みどりを活用した魅力ある空間づくり

- ウォークブルなまちづくり：民地や道路空間のオープンスペース化による滞在性や居心地の良さの向上
- 民間活力の活用：Park-PFI 等による、民間活力を活かしたみどりの保全・活用・創出

【 みどりの県土づくりの課題 】

1 質の高い生活を担保するみどりの保全・活用

- ①県民のみどりへの愛着を取組実践へとつなげる体制構築
- ②災害リスクを低減するみどりの確実な保全・活用

2 人を呼び込み経済の活性化につながるみどりの保全と活用

- ①みどりを通じた潤いと賑わいある生活空間の形成
- ②観光資源となる豊かなみどりの保全・活用

3 本県の魅力を支える豊かな自然環境の保全・活用とみどりの創出

- ①まとまりのあるみどりの永続的な保全・活用
- ②市街地内のみどりの保全・活用・創出と連続性の確保

5. 基本理念・基本方針

① 基本理念

わたしたちのふるさとの名前は、かつて漁師たちが、松が生い茂る小高い森を「青森」と呼んで目印としていたことに由来します。本県は「青い森」と呼ぶにふさわしく、県土の三方を海に囲まれ、その源流となる山地は豊かなみどりを抱えています。世界的にも価値のある原生的な自然環境は、かつて県民等による自然保護運動が結実し、世界遺産や国立公園として保全されています。

森林から湧き出た水は、大小の河川となって広大な農地を潤し、海へと至ります。河川を軸に、森から海まで続く一連の生態系は、時代ごとの県土づくりのなかで、郷土の暮らしと産業を支え、地域の文化を育んできました。この豊かな自然環境は、都市を包み込んでふるさとの風景をかたちづくり、わたしたちの「青森」に対する愛着と誇りの源となり、また国内外から多くの人々を本県に呼び込んでいます。都市部では、これまでの県土づくりのなかで保全・活用、創出されてきたみどりが、生活空間に潤いを与えて県民の憩いや交流の場となり、またまちの安全を支えています。

今後、本県が持続可能な県土を形成していく上で、魅力的な都市空間の形成による転出超過の抑制、健康寿命の延伸、グリーンツーリズムによる誘客など、みどりの多様な機能を活用して解決を目指すべき課題が多く存在しています。しかしながら、超高齢化時代の到来に直面し、みどりの保全・活用、維持管理の担い手が減少し、みどりが喪失・荒廃していく懸念が生じています。

これまでわたしたちが当たり前のように享受してきたみどりの恩恵を改めて見直し、県民一人ひとりが、みどりを守り育てる人材として成長する必要があります。これからの本県は、県民が持つみどりに対する愛着・誇りを、みどりを守る担い手の育成と具体的な取組の実践へとつなげていきます。そのために、身近なみどりに触れて親しむライフスタイルの実現につながるみどりを充実させていきます。こうした認識の下、基本理念として「**多様な効用を持つみどりを保全・創造し、県民が真に豊かさを実感できる生活環境として、潤いに満ちた質の高いみどりの県土づくりを目指す。**」を掲げます。

持続可能な地域づくりが世界共通の重要課題となっている現在において、本県は、人口減少下においても、多くの主体と連携しながら、先人から受け継いできた豊かなみどりとその恩恵を次世代へと継承していくため、次の総括的テーマを掲げます。

- 統括的テーマ -

豊かなみどりでつづる・青い森

② 基本方針

基本方針1 豊かな生活を実現するみどり

魅力あるみどりとオープンスペースの充実を通じて、レクリエーションの場と機会を創出し、地域の交流や健康的なライフスタイルの実現を促すとともに、災害時には人々の命を守るみどりを確保することで、安心して心豊かに暮らすことのできる県土を形成します。

基本方針2 にぎわいと活力を創出するみどり

四季折々の美しい風景や地域に根差した歴史・文化など、本県の多彩で奥深い魅力を支えるみどりを保全・活用するとともに、緑化によって潤いある景観を創出し、多くの人々を惹きつけ、呼び込む県土を形成します。

基本方針3 環境との共生を育むみどり

白神山地や八甲田山などの豊かな森をはじめ、多様な生態系を育む豊かな自然環境を保全・活用するとともに、都市部における貴重なみどりの保全・活用と、多様な主体が連携した緑化の推進を通じて、地球環境問題の解決に貢献し、豊かな生き物と共生する県土を形成します。

6. 持続可能な県土の形成に向けたみどりの県土づくりの視点

持続可能な県土の形成に向けて、多くの主体によるみどりの県土づくりを促進していく上で、本県が広域的観点から検討し、市町村や活動団体等と共有することが重要となる3つの視点を示します。

視点Ⅰ 生態系に立脚した流域単位のネットワーク形成

生態系のつながりは、行政界にとらわれず、一の市町村を越えて連続することもあることから、より広域的に捉えていく必要があります。生態系の基盤となる流域単位で、みどりの分布やつながりを捉え、機能発揮のための方策を検討していきます。

視点Ⅱ コンパクト+ネットワークを実現する戦略的なみどりの保全・活用

本県のコンパクト+ネットワークの都市構造の実現のために特に重要となるまちなかのみどりの充実と、都市居住を支える郊外部のみどりの保全・活用を戦略的に進めていきます。

視点Ⅲ 行政界を越える連携の促進

みどりを有する地域や市町村だけでなく、みどりの恩恵を受ける多くの地域の人々が連携・協力していくことが必要です。県は、市町村間の連携促進や、行政界を越えて展開される県民や事業者の取組を後押ししていきます。

7. みどりの取組推進のための役割分担

みどりの保全・活用・創出等の取組を進めるためには、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、協働していくことが必要となります。

■ 県民（地域住民）の役割

- ・まちなかのみどりを創出する活動に参画する
- ・みどりを楽しみながら日常生活を送る
- ・自然環境とまちでの生活のつながりを理解し、行政や農林漁業従事者等が取り組む自然環境の保全・活用の活動へ積極的に参加する

■ 活動団体の役割

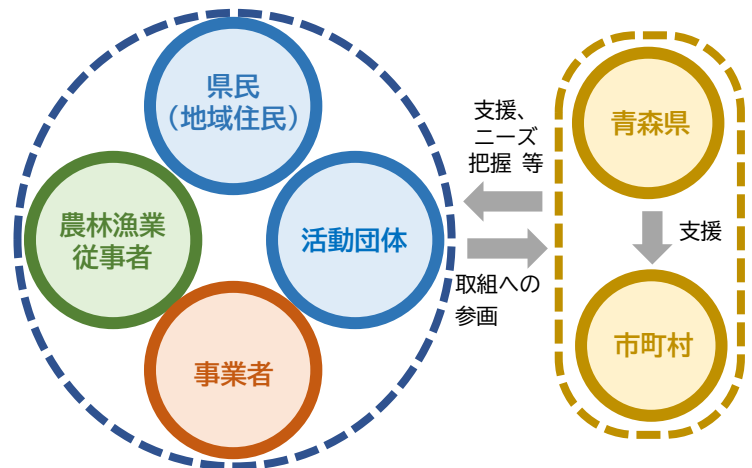
- ・みどりの取組を引き続き推進する
- ・新たな活動参加者を得て、行政と連携しながら、活動が持続するよう検討・工夫する
- ・みどりとは異なる分野の団体も、みどりの多機能性を踏まえて、公園等での活動やみどりの活動を実施する

■ 農林漁業従事者の役割

- ・農林漁業を通じて自然環境を保全・活用する
- ・漁業従事者が山林の保全・活用に取り組むなど、生業の場から離れてつながっている場所でのみどりの取組にも積極的に参加する

■ 事業者の役割

- ・みどりの取組が、地域貢献や事業活動の安定性・経済の向上につながることを理解し、積極的にみどりの取組に参画する
- ・行政の取組と連携し、みどりの取組に対する柔軟なアイデアや技術や知見を発揮する



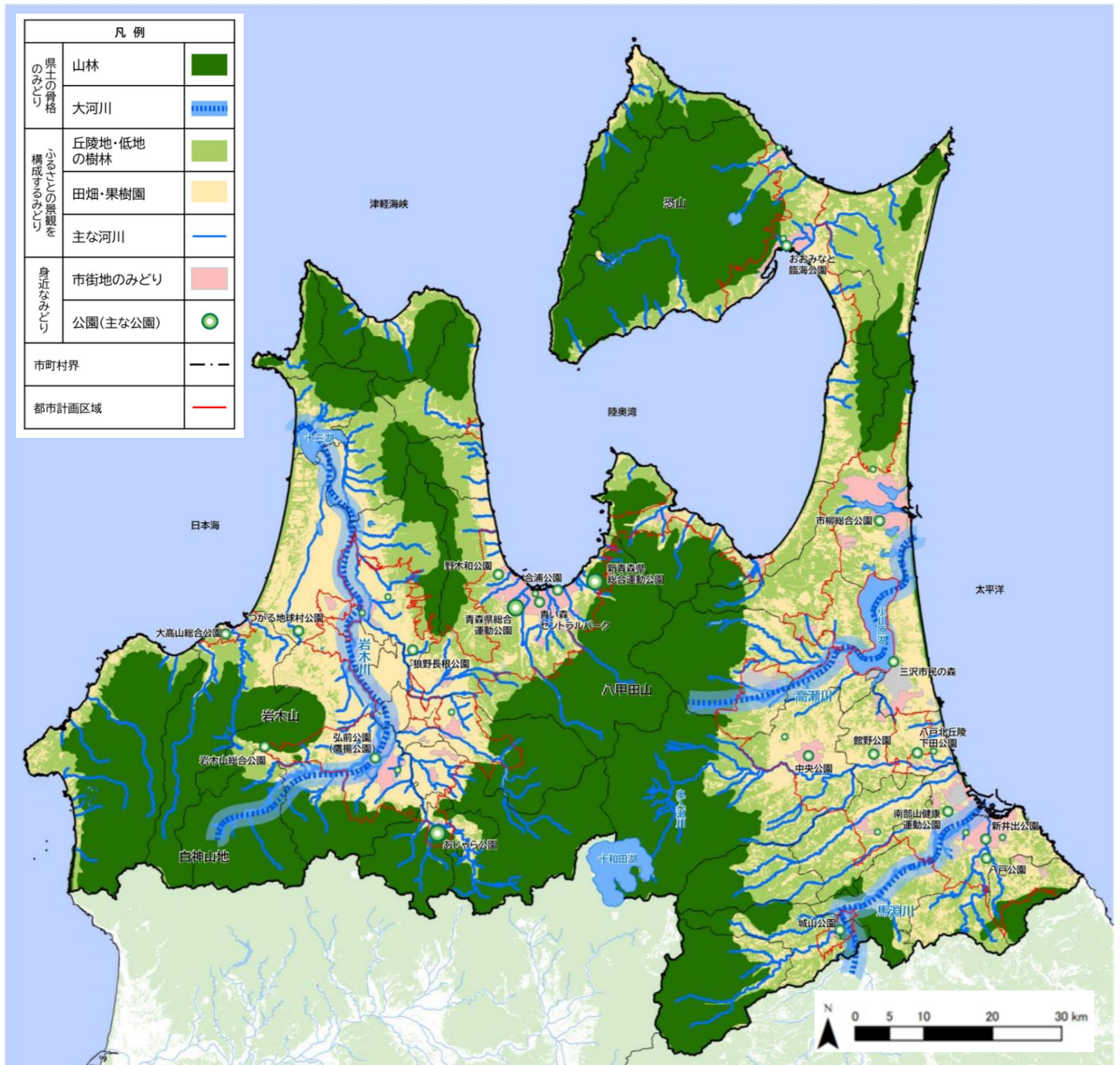
■ 青森県の役割

- ・広域緑地計画に基づき取り組む
- ・県が管理する公共空間のみどりの保全・活用・創出および効率的な維持管理を行う
- ・複数の市町村にまたがる重要な緑地を保全・活用する
- ・市町村によるみどりの取組を支援し、先進的な取組を把握・共有するなど、取組の輪を広げる
- ・県民ニーズやみどりのデータを収集・蓄積し、市町村と共有する

■ 市町村の役割

- ・地域ニーズに応じたみどりの取組を推進する
- ・広域緑地計画と整合を図った緑の基本計画の策定改定やみどりの事業を立案する
- ・市町村が管理する公共空間のみどりを創出する
- ・地域によるみどりづくりを支援する

8. 豊かなみどりでつづる・青い森の実現に向けて



■県土の骨格のみどり

広域的な緑の配置

白神岳、岩木山、八甲田山などの山地や、大河川である岩木川、高瀬川、馬淵川は、多様な生き物を育み、本県の農林水産業を支えています。また、本県に多くの人を呼び込む観光資源であり、雨水の貯留浸透による災害リスクの低減等に大きく貢献していることから、「県土の骨格のみどり」として位置づけ、様々な活動を通して保全・活用していく必要があります。

■ふるさとの景観を構成するみどり

樹林地や田畑、果樹園、河川は、本県が誇る農林業の場として地域経済を支えるとともに、市街地の背景としてみどりを感じる暮らしの形成、地域住民が日々みどりと触れ合うことのできる場として都市活動にも重要な役割を果たしていることから、「ふるさとの景観を構成するみどり」として位置付け、様々な活動を通して保全・活用していく必要があります。

■身近なみどり

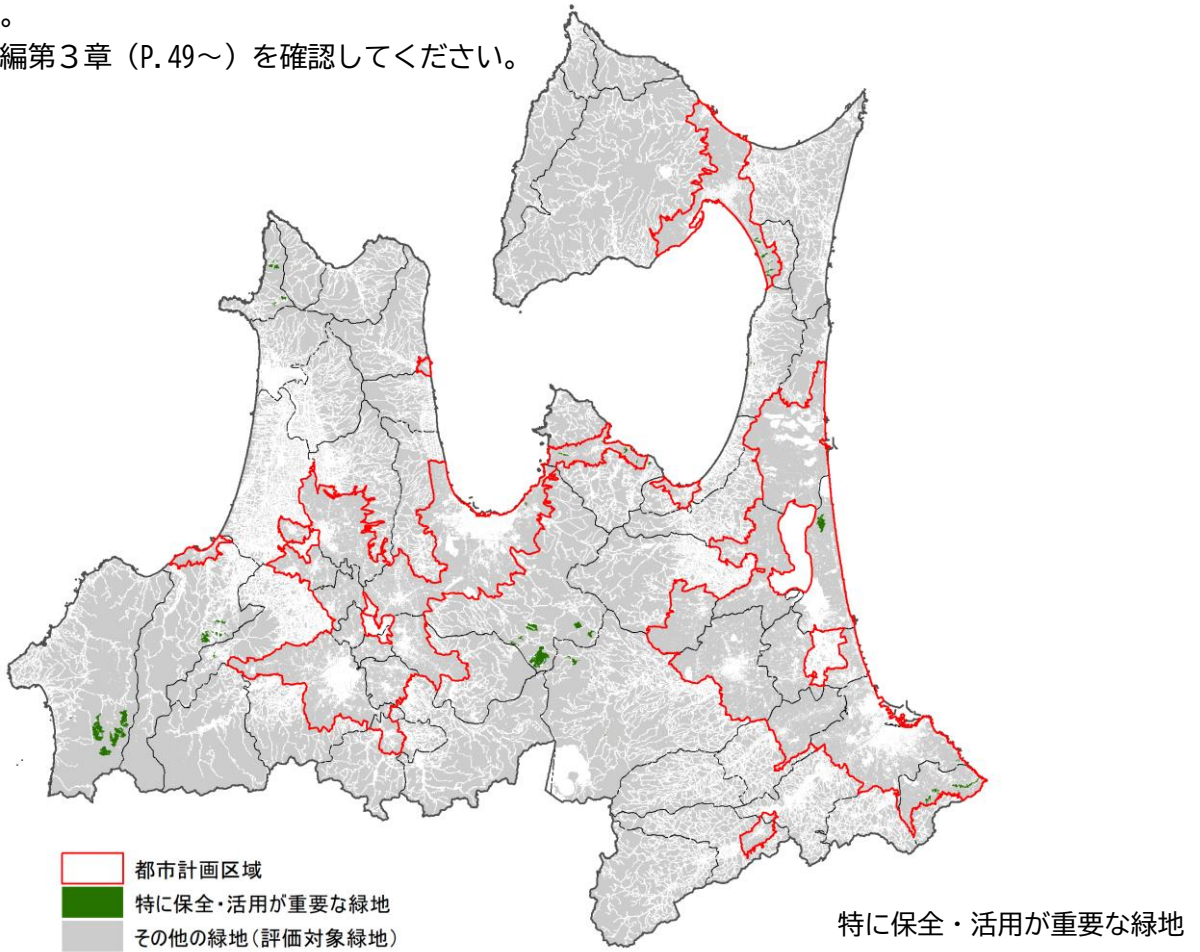
市街地では、公園や広場、街路樹、施設緑化、花壇等が、私たちの生活に潤いや憩いを提供しています。特に公園は、誰もが利用できるまちなかのオープンスペースとして、健康増進や地域コミュニティの形成に大きな役割を果たします。市街地のみどりは、まちに潤いをもたらすとともに、多様な主体が維持管理に関わることで、地域の交流にもつながります。これらのみどりを「身近なみどり」として位置付け、様々な活動を通して保全・活用するとともに、市民等多様な主体が新たなみどりを創出していく必要があります。

9. 広域的にみるみどりの方向性

本県と市町村、県民や事業者等が連携してみどりを保全・活用していく上で、特に保全・活用が重要な緑地を、「流域治水」「観光振興」「生物多様性」の視点から分析し、抽出しました。

抽出された緑地は、県内で全 840 箇所となりました。そのうち、479 箇所の緑地が都市計画区域内に位置しています。

*詳細は本編第3章 (P. 49～) を確認してください。

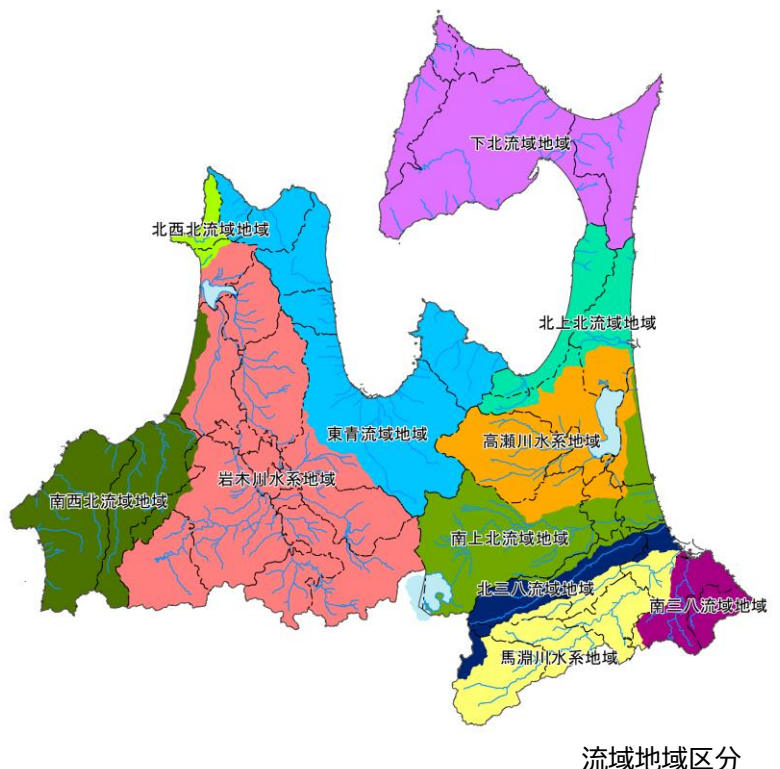


10. 流域別にみるみどりの方向性

本県のみどりは、山地から海岸まで連続する河川を軸として、樹林地、農地、市街地のみどりが存在しています。この河川を軸とする自然環境のまとまりは「流域」と呼ばれ、生き物の暮らしの基盤であり、本県の産業を支える森から海までの水の循環の基礎を成しています。

わたしたちの暮らしとも密接に結びつき、習俗や信仰を支えるとともに、近年頻発化する豪雨災害の解決策としても流域全体での対策が重要となっています。

この本県における流域の重要性を踏まえ、県や市町村、事業者や活動団体が、流域内のみどりの分布やつながりを捉えながら、みどりの取組を展開できるように、流域を基本単位とする「流域地域」ごとにみどりの方向性を整理します。



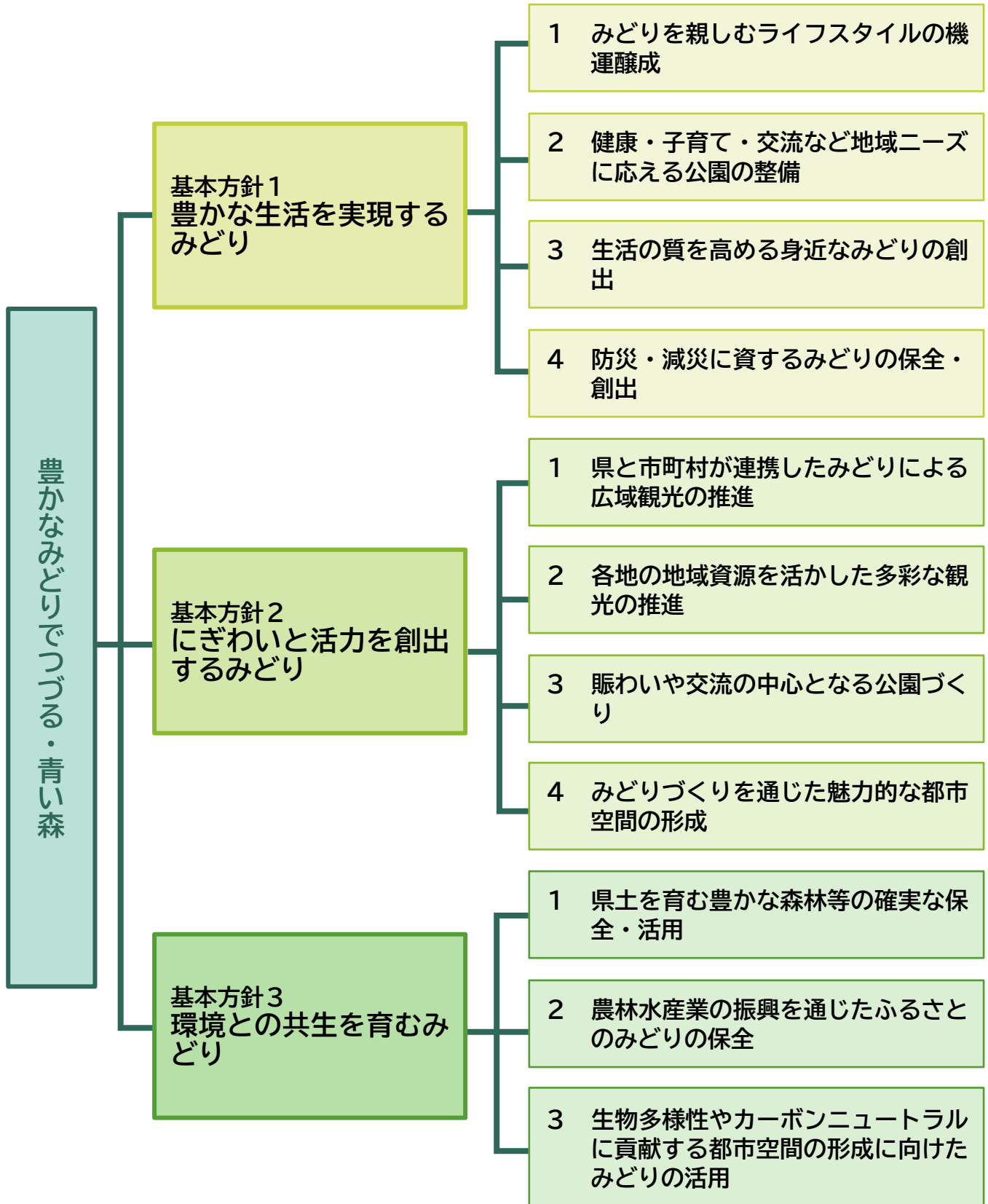
流域地域	構成市町村	みどりの取組方向
1. 岩木川水系地域	弘前市、青森市(浪岡)、黒石市、平川市、五所川原市、つがる市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、鱒ヶ沢町	岩木山、白神山地をはじめとする豊かな水や自然に配慮しながら観光地として活用します。また、観光資源である山麓から平野に広がるリンゴ畑の風景を将来に継承するとともに、市街地内に残るみどりの街並みや庭園を保全・活用します。
2. 馬淵川水系地域	八戸市、三戸町、南部町、田子町、新郷村、五戸町	ブナ、ナラ等の天然林が広がる山林や、耕作・放牧・植林等によって里山的な自然環境が広がる平野部のみどりを地域全体で保全・活用します。また、市街地では歴史が色濃く残っており、公園等を文化継承、コミュニティ形成の場として活用します。
3. 高瀬川水系地域	十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村	豊かな生態系を育むブナ、ヒバ等の天然林、小川原湖など地域西側の湖沼群等を保全、観光資源として活用するとともに、なだらかな丘陵部に広がる田畑をふるさとの景観として継承します。
4. 東青流域地域	青森市、今別町、平内町、蓬田村、外ヶ浜町	八甲田山の湿地群や天然林、津軽半島のヒバ林、夏泊半島の海岸線など、生物多様性を支え観光振興に貢献する豊かな自然環境を保全・活用します。また、青森湾に面する青森市街地では、周辺の田園や海岸を活用して、自然と触れ合えるみどりの空間を形成します。
5. 北三八流域地域	八戸市、田子町、三戸町、五戸町、新郷村	十和田八幡平国立公園に接する十和利山周辺に残っている希少な植生を保全します。また、登山や釣り、キャンプなど自然環境を生かして観光振興、地域振興につなげます。
6. 南三八流域地域	八戸市、階上町	地域環境の基盤である豊かな山林を地域全体で保全・活用します。また、種差海岸等の海岸線は自然と触れ合う空間として保全・活用します。市街地では、公園や空地をコミュニティ継承など地域ニーズに応じて活用します。
7. 北西北流域地域	五所川原市、中泊町	主な産業である漁業や観光の基盤となる自然環境を保全・活用します。また、奥津軽トレイルなどの活用により住民及び観光客が豊かな自然環境と触れ合う場を創出します。
8. 南西北流域地域	弘前市、つがる市、深浦町、鱒ヶ沢町	白神山地の原生的なブナの天然林等希少な植生を保全するとともに、極めて高い自然性に配慮しながら山林を自然とのふれあいの場として活用します。また、生物多様性や観光振興に重要なみどりである砂丘や岩礁等変化に富む海岸も地域全体で保全・活用します。
9. 北上北流域地域	野辺地町、東北町、横浜町、六ヶ所村	低い山稜を背景に、緩やかに起伏する田園を菜の花畑や農畜産業体験等、市民や観光客の自然とのふれあいの場として活用します。また、潟湖や長大な砂丘海岸と背後の防雨林が形成する特徴的な自然景観を保全・活用します。
10. 南上北流域地域	十和田市、三沢市、八戸市、五戸町、六戸町、おいらせ町、新郷村	八甲田山や奥入瀬溪流等が育む豊かな水に恵まれた山地は、本地域の重要な観光資源であり、中流域に広がる農地を支えていることから地域全体が連携して保全・活用します。また、ゆるやかな丘陵地に広がる農地や防風林が形成するふるさとの景観を保全します。
11. 下北流域地域	むつ市、佐井村、大間町、風間浦村、東通村	大部分を占めるヒバ、ブナ林を保全し、変化に富む海岸や溪流、湿地等多様な自然環境を、高い自然性との調和に配慮しながら観光振興等に活用します。また、海沿いの限られた平地に位置する市街地では、周辺の水田や牧野を自然とふれあう場として活用します。

11. みどりの施策展開

① 施策体系

基本方針に基づき、本県と県内市町村が取り組む施策を定めます。なお、県内市町村は、緑の基本計画をはじめ各地域の状況に応じたみどりの施策を立案し、本計画と連携を図りながら、取組を進めるものとします。

また、県民、活動団体、事業者等は、本計画に基づく行政の支援や連携を積極的に活用し、取組を進めることを期待します



基本方針 1「豊かな生活を実現するみどり」に基づく施策

1 みどりを親しむライフスタイルの機運醸成

- 地域住民等がみどりの保全・活用・創出を通じて交流できるコミュニティスペースを、多くの人の目にふれる駅周辺や公園などの公共空間に創出し、みどりを親しむ機運の醸成を図る。
- 地域住民等が暮らしのなかで、自然環境とのふれあいを享受できるように、市街地周辺に広がる森林や農地を活用したレクリエーションの空間と機会を創出する。
- みどりの取組への理解と参画を広く促すための情報発信を行う。本県は、県内各地で取り組まれている市民活動を把握し広く共有することで、みどりの活動に多くの県民が関心を持ち、参画するきっかけづくりを行う。
- 緑地の保全、緑化推進に関わる市民活動団体等に対する助成や取組場所の提供など、行政からの支援の充実を図る。
- 県民にみどりの価値や魅力、育て方等を普及していくため、講習会等の開催や生涯学習の充実、イベントの開催等により、みどりの保全・活用・創出に取り組み、発信する人材を育成する。
- みどりの多様な機能を県土づくりに活用するグリーンインフラの取組を積極的に推進する。
- 本県は、グリーンインフラの取組による維持管理費の抑制効果等を検証し、広く発信することで、県内各地でのグリーンインフラの取組展開のきっかけづくりを行う。



公園のコミュニティ花壇

2 健康・子育て・交流など地域ニーズに応える公園の整備

- 県は、県民ニーズや広域的なレクリエーションニーズ等を踏まえ、県営公園の機能の充実を図るとともに、施設の維持管理や長寿命化を行う。
- 地域の個性を活用し、住民ニーズに即した公園整備を行うため、住民参加によるワークショップ等の開催や、周辺施設と連携した公園づくりを促進する。
- 青森県福祉のまちづくり条例等に基づき、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの視点から、高齢者や障害者等に配慮した公園整備を実施するとともに、インクルーシブな公園づくりを促進する。
- 公園愛護会をはじめ地域住民等が、公園の中で花壇づくりや清掃活動を通じて、地域交流の機会を持つことができる取組を促進する。



新青森県総合運動公園

3 生活の質を高める身近なみどりの創出

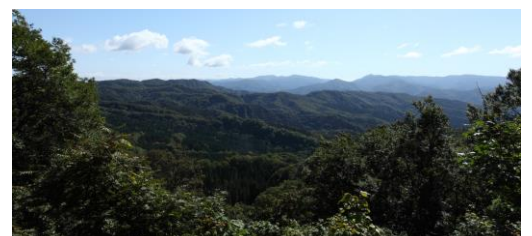
- 住宅や公的住宅団地等の緑化を促進するため、生垣による接道部の緑化等に対する支援を行う。
- 住宅地では、地区計画や緑地協定等を活用しながら、良好な住環境形成のための緑化推進、緑地確保を行う。
- 公共施設は、都市部におけるみどりの拠点として、都市部の緑化を促進する先導的な役割を果たせるよう、周辺との一体性を考慮した緑化や広場空間の確保・公開を積極的に実施する。
- 工業系の市街地においては、外周部や主要道路に緩衝緑地を配置し、隣接する住宅地や商業系の市街地との調和に配慮する。



工場周辺の緑化

4 防災・減災に資するみどりの保全・創出

- 国、県、県内市町村が連携して取り組む流域治水プロジェクトを推進し、流域治水に貢献する緑地を保全・活用する。
- 森林・農地等の保全・活用を通じて雨水の貯留・浸透機能を確保し、居住地における冠水被害の軽減につなげる。
- 土砂崩れ等の自然災害を防止するため急傾斜地や斜面林の保全を図るとともに、保護林帯の設置や適切な密度管理など、風倒木等による被害を軽減できる植林手法や樹林の維持管理を行う。
- 都市部においては、植栽帯の確保や公園整備を通じて、豪雨時に雨水の流出を抑制し、下水道への負荷軽減や冠水被害の軽減につなげる。
- 延焼遮断帯としての住宅地の庭木や生垣等の整備を促進するとともに、河川や道路、緑道等の整備を通じて、みどりを連続させることで避難経路や避難所等の安全を確保する。
- 避難場所となる身近な公園や、災害時の支援拠点等となる大規模公園など、公園の性格に応じた防災機能の充実を図る。



白神岳（津軽峠）

基本方針 2「にぎわいと活力を創出するみどり」に基づく施策

1 県と市町村が連携したみどりによる広域観光の推進

- 県と市町村が連携し、世界遺産白神山地や北海道・北東北の縄文遺跡群、十和田八甲田地域、下北ジオパーク、三陸復興国立公園等、本県を代表するみどりのブランド力を活用した誘客を図る。
- 大石武学流庭園をはじめ県内各地の庭園を巡るガーデンツーリズムなど、本県のみどりをテーマとする周遊観光を推進するとともに、県は県内各地域のみどりを総合的に発信する。
- 陸奥湾沿岸や三陸海岸沿い、奥津軽など近隣同士の市町村が連携して整備しているトレイルルートは本県の自然を体験できる重要な観光資源であることから、ルート周辺のみどりの保全・活用を推進する。



八甲田連峰

2 各地の地域資源を活用した多彩な観光の推進

- 縄文遺跡群や神社、城址など、歴史文化資源・観光資源と一体となったみどりの保全・活用や、横浜町の菜の花景観など観光ルート沿線のみどりの保全・活用・創出を通じて、観光資源の価値の向上、観光地における良好な景観の形成につなげる。
- 城跡や神社の境内林、古街道の並木、縄文遺跡等、歴史文化資源の魅力の一部となっているみどりは、資源と一体的な保全・活用を推進する。特に、公園や公共施設として整備することで、歴史文化資源との一体的な利活用を図る。
- 弘前や黒石の歴史ある寺院街や市街地の生垣、水田上に点在する鎮守の森、開拓農地を囲む防風林など、地域の歴史文化を感じさせるみどりを保全・活用するとともに、地域を象徴する重要な樹木については保存樹木等の指定を通じて保全する。
- 岩木山や八甲田山等でのスキー、海岸域や河川湖沼での親水型レジャー、山岳部を中心とした温泉等、本県のみどりの魅力を感じられる多彩な観光(サイクルツーリズム、アドベンチャーツーリズム、ヘルスツーリズムなど)を推進する。



菜の花畑

3 賑わいや交流の中心となる公園づくり

- 地域における住民交流拠点や観光拠点となる公園において、民間活力の導入によるサービスの向上、魅力化を推進する。
- 活動団体等との連携によって、公園でのイベント開催等による賑わいづくりを推進する。
- 陸奥湾など市街地に近接する港湾部では、自然海岸や砂浜等を活用しながら、賑わいや交流を創出するため港湾緑地や海浜の保全・活用を進める。



代官山公園 Park-PFI による社会実験

4 みどりづくりを通じた魅力的な都市空間の形成

- 中心市街地や鉄道駅周辺、商店街など、地域の顔となる場所では、積極的な花・みどりの創出を推進する
- 各種開発事業等においてはオープンスペースの確保と緑化を推進し、地域住民に公開することで、地域の賑わいや住民の交流を促進する。
- 景観計画等を踏まえ、公共事業や大規模開発等における周辺環境との調和に配慮する。
- 歩行者空間やサイクリングロード等では、花やみどりを積極的に配置し、みどりが連続して居心地よく歩くことのできるまちなかを形成する。
- 道路緑化の推進を図る。
- 道路景観の向上や安全性の確保、防災性の向上等、各道路に求められる機能を踏まえながら、維持管理の持続性等を考慮して、街路樹や中低木、花壇等、適切な手法を用いて道路緑化を行う。
- 市町村が整備する公園と近接して行われる県事業は、市町村と連携し、一体的な景観形成がなされるように計画、実施する。
- 都市部を流れる河川は、都市のみどりの軸として魅力的な空間となるよう、隣接する樹林や公園、学校、歴史文化資源等との一体性を考慮しながら、河川敷の親水化を図り自然とのふれあいの場としての整備を行う。
- 沿岸部に形成されている市街地では、海岸景観を構成する松林等の樹林を保全・活用するとともに、公園・緑地、遊歩道の整備等によって、連続するレクリエーション空間を創出する。
- 市街地や集落の背景となる台地・丘陵地の森林は、みどりに囲まれた青森のまちを感じさせる重要な樹林であり、低地部の水田や果樹園と連続した景観が形成されるよう保全・活用する。
- ふるさと眺望点からの景観の保全に配慮する。



浪岡緑道

基本方針 3「環境との共生を育むみどり」に基づく施策

1 県土を育む豊かな森林等の確実な保全・活用

- 「青い森」を象徴するヒバやブナ林をはじめ、本県の水循環や生物の生息等にとって重要な緑地を将来に継承するため、県立自然公園、自然環境保全地域、開発規制区域、緑地保全地域、ふるさとの森と川と海保全地域、鳥獣保護区域等、県と県内市町村による制度運用によって、確実な保全を推進する。
- 十三湖や小川原湖をはじめとする湖沼、湖岸の樹林などの保全・活用を推進する。
- 世界自然遺産である白神山地や奥入瀬の溪畔林など、国が指定する国立公園・国定公園等では、国と協力しながら、多様な動植物を育む自然度の高い環境の継続的な保全・活用を推進する。
- 県民環境林(分収林)を適切に管理、経営するとともに、より一層の周知と県民理解の醸成を図る。
- 森林の所有・管理者だけでなく、漁業関係者など豊かな森林の恩恵を受ける県民や民間企業が参加・協力して進める森林保全、植林等の森づくり活動を支援、促進する。
- 子どもが参加する植林イベントや講習会、教育施設における緑化やビオトープ設置など、子ども達がみどりの価値と保全の必要性について学ぶ機会を創出する。
- Jクレジットの活用をはじめ、多くの企業等が森づくりや緑地の保全活動に参画しやすい仕組みを構築する。



奥入瀬溪流

2 農林水産業の振興を通じたふるさとのみどりの保全

- 地域特性に応じた樹種の植栽など、適地適木の森林経営の取組を促進する。
- 農業生産基盤の整備、間伐等の森林整備の推進、農業水利施設等の長寿命化をはじめとする農林業を推進する。
- 農林水産業の魅力をPRし、移住・定住等の促進につなげるビジネスモデルの取組を拡大する。
- りんご産業をはじめ本県ならではの農作業、農家の暮らしを体験する「あおもり型農泊」の推進を通じて、農地の保全を推進する。
- 食や農の体験イベント、「環境公共」の周知をはじめ、農の重要性を広く県民に伝える普及啓発の取組を推進する。



果物狩り体験

3 生物多様性の確保やカーボンニュートラルに貢献する都市空間の形成に向けたみどりの活用

- 都市内のまとまった緑地や河川を、都市部における貴重な生物の生息・生育空間として保全し、特に公園では、ビオトープの創出やまとまった樹林の保全・創出を図る。
- 道路や河川、砂防の整備、大規模開発行為にあたっては、生物の生息・生育環境を分断・阻害しないよう配慮する。
- 法律や条例による開発行為等に対する緑化の義務付け等を通じて、建物の屋上・壁面・外構等における緑化を推進し、建物のエネルギー消費の軽減を図る。
- 在来種の活用等、土地にあった植物の植栽による緑化を推進する。
- 生き物の保全や森づくり等に取り組む活動団体への積極的な支援を行う。



館野公園ビオトープ



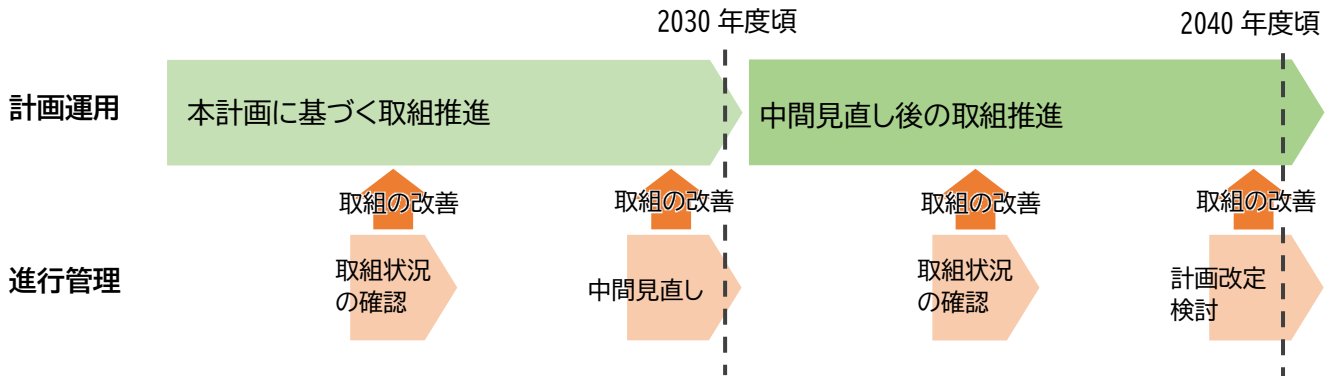
市民活動団体による小学生の理科学習
(写真：ひろさき環境パートナーシップ21)

12. 計画の推進

① 計画の進行管理

本計画では、5年を目途に県および県内市町村の取組状況を網羅的に確認します。

また、計画の中間年次となる2032（令和14）年度を目途に、計画全体の進捗状況を確認した上で、中間評価を行います。取組が進んでいない場合は、その要因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図ります。



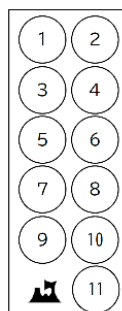
② モニタリング指標

施策の評価・改善を適切に図っていくため、基本方針に基づき、県内のみどりを取り巻く社会状況を確認するモニタリング指標を設定します。

モニタリング指標は、本計画の3つの基本方針別に、県民意識と県民の活動参加の状況、具体的な取組の状況を測る指標を定めました。県民意識の高まりが活動や取組成果につながっているか等、本指標を活用しながら幅広く検証していきます。

基本方針1 豊かな生活を実現するみどり		基本方針2 にぎわいと活力を創出するみどり		基本方針3 環境との共生を育むみどり	
指標	現況値	指標	現況値	指標	現況値
「青森県の豊かな自然の大切さを体験する機会が充実している」と考える県民割合	18.8 % (2018年度)	「都市と農山漁村の交流が活発である」と考える県民割合	17.1 % (2018年度)	「農地や漁港、森林の整備などを通して環境の保全や再生が進められている」と考える県民割合	22.7 % (2018年度)
都市公園等における愛護活動参加人数	823 人 (2022年)	観光入込客数(延べ人数)	22,835,163 人 (2021年度)	河川・海岸等における環境整備活動団体(県民・企業)数	241 団体 (2022年5月)
大雨による住家被害	337 棟 (2022年度)	PFI及びP-PFIを導入した都市公園数	1 公園 (2022年度)	都市緑化運動推進への参加人数	27,418 人 (2022年4~6月)
都市公園等の整備面積	2,107 ha (2021年度)	公共空間の緑化面積	117,043 m ² (2020年度)	法律や条例等による自然環境保全の地域指定面積	114,436 ha (2022年度)

【表紙の写真】



- 1：岩木山とりんご園
- 2：長谷ぼたん園
- 3：高瀬川のマテ小屋
- 4：三内丸山遺跡
- 5：小渡平公園
- 6：種差海岸
- 7：権現崎
- 8：白神山地
- 9：横浜町の菜の花畑
- 10：奥入瀬溪流
- 11：金谷公園

青森県広域緑地計画 概要版

令和5年4月

青森県 県土整備部 都市計画課

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

TEL 017-722-1111(代表)